

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

「神戸市水道条例施行規程」 の一部改正について

意見募集期間

令和4年2月7日～令和4年3月8日

問い合わせ先

神戸市水道局配水課

電話078-341-5606

1 意見募集期間

令和4年2月7日(月)～令和4年3月8日(火)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号
神戸市水道局配水課 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

(078)341-2800 神戸市水道局配水課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: tarumi_denshi@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市水道局配水課
中部庁舎3階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市水道条例施行規程の一部改正について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和4年3月下旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) いただいたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表いたします。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、いただいたご意見・情報の内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程(案)の概要

1. 趣旨

- (1) 現在、給水装置工事を行うときは、給水装置工事申請書兼設計書（第 11 号様式）の提出が必要ですが、管理者が認める場合は省略できるように改めます。
既設メーター装置を利用した工事用の仮設給水栓を設置する改造工事についても、給水装置工事申請書兼設計書（第 11 号様式）の提出を求めています。新築工事の際に、メーター装置等の給水装置を新たに設置する工事（仮設給水栓の撤去を含む）の申請が後日行われることから、仮設給水栓設置工事の給水装置工事申請書兼設計書（第 11 号様式）の提出を省略します。
なお、給水装置工事申込書（第 10 号様式）および給水申込書等によって、給水装置工事の設計審査および完成検査を行いますので、給水装置工事申込書（第 10 号様式）および給水申込書等の提出は引続き必要となります。
※管理者が認める場合の内容は、給水装置工事施行基準に記載します。
- (2) 電子申請の拡充に伴い、給水装置工事申請書兼設計書（第 11 号様式）の見直しを行います。

2. 施行予定日

令和 4 年 4 月 1 日

(改正案)

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第 号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第15条 条例第21条第3項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、<u>管理者が別に定める場合を除き</u>、給水装置工事申請書兼設計書（第11号様式）を提出しなければならない。</p>	<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第15条 条例第21条第3項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、給水装置工事申請書兼設計書（第11号様式）を提出しなければならない。</p>

(改正案)

第 11 号様式を次のように改める。

第 11 号様式（第 15 条関係）

第11号様式（第15条関係）

給水装置工事申請書兼設計書

設計 審査 判定	担当課長	担当係長	審査	
検査 精算	担当課長	担当係長	精算	検査

作業コード

水栓番号

工事種別

用途別

給水方式

戸数

検数

付近見取図

設計審査

手続

完成検査

材料

道路占用申請

分相金 (消費税込)

告示管負担金 (消費税込)

竣工

工種	形質	単位	単価	数量	合計	実価	単価
委託工事費	(別紙)		1式			1式	
舗装復旧費	(別紙)		1式			1式	
合計							
諸費							
工費計							
消費税相当額							
工事費							

備考欄

下水道使用申請

決裁番号

給水装置工事

既設管

敷設管

給湯

井水等

現場付近水圧

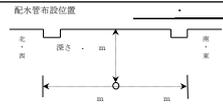
メーター位置

主な使用材料

管種・付属具類・器具類	口径	数量	管種・付属具類・器具類	口径	数量	管種・付属具類・器具類	口径	数量

道路掘削管理

配水管布設位置



附 則

この管理規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。